

北方領土問題の解決促進を求める意見書

北方四島（択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島）が我が国固有の領土であることは法的・歴史的にも明らかであるが、戦後、ロシアにより不法に占有されて以来、数次にわたる交渉を経た現在も、いまだに返還は実現していない。

そのような中、昨年11月にはロシア大統領が我が国の意向を無視した形で国後島を訪問し、以後、同国政府要人が相次いで北方領土の訪問を強行するなど、ロシアによる占有の既定事実化が進められている。

このたびの日露外相会談においても、経済協力については、議論を進めることで一致したものの、肝心の北方領土を巡る両国の主張は平行線をたどり、問題の進展は当面期待できない状況である。

領土問題解決にあたっては、継続的な外交交渉はもちろん、経済関係や東アジアの安全保障の強化など、両国の信頼関係の進展が不可欠である。

よって政府は、我が国固有の領土である北方領土の返還に関する国民的機運の一層の醸成に努めるとともに、国際社会の場において我が国の正当性を主張しつつ、日露二国間において、経済、安全保障なども含めた多角的な外交交渉を進めるなど、領土問題の解決促進に積極的に取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月14日

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
内閣府特命担当大臣
(沖縄及び北方対策)

） 殿

神奈川県議会議長